

# 社会保険

# いばらき

## 6

### 算定基礎届の提出について

2018 June  
NO.479

- 月額変更届について
- 特定保健指導を受けましょう
- 健康づくりセミナーに参加してみませんか
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「あじさいの雨引山」(撮影・桜川市)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 日本年金機構からのお知らせ

# 7月は算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6月に支払った報酬を算定基礎届により届出いただき、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの各月に適用され、保険料の計算や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

## 1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日までに退職された方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

## 2 届出の内容について

### (1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3月1日から31日までの分を4月10日に支払う場合、名目は3月分であっても4月に受けた報酬として記入します。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する前の総支給額となります。(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

### (2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出勤日数に関係なく、給与計算期間の歴日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日数となります。対象となるのは支払基礎日数が17日以上あることが必要とされており、17日未満の月は除外して平均額を出します。

### (3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上の方が1か月以上ある場合は、その月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3か月のうち支払基礎日数が15日以上の方の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定時決定します。

### (4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者(※1)の場合

短時間労働者の算定基礎届は4・5・6月の支払基礎日数が11日以上の方の報酬で決定することとなります。

※1 短時間労働者とは、所定労働時間及び所定労働日数が一般の社員の4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上あること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上(※2)の企業(特定適用事業所)に勤めていること

※2 平成29年4月からは被保険者が500人以下であっても

- ① 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所
- ② 地方公共団体に属する事業所

も新たに厚生年金等の適用対象となっています。なお、国に属する全ての事業所については、平成28年10月から適用拡大を開始しています。

### 3 届出方法

#### (1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月10日までに下記事務センターへ郵送してください。ただし一部の事業所については算定基礎届の提出に合わせて調査を実施しております。今年度調査の対象となる事業所には、提出日、提出方法、提出場所等について別途ご連絡をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

#### (2) 提出いただく書類等

- ① 算定基礎届
  - ② 算定基礎届総括表
  - ③ 総括表附表
- 期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

## 月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

### 1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。  
ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金が下がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

### 2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

### 3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送してください。

なお、月額変更届の「④改定年月」に記入された年月の初日(1日)が事務センター(または年金事務所)の受付年月日より60日以上遡る場合及び標準報酬月額が5等級以上下がる場合は、以下の書類を添付してください。

- (1) 固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳の写し(4か月分)  
※被保険者が役員の場合にあっては所得税源泉徴収簿の写しでも可
- (2) 固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までの出勤簿の写し(3か月分)  
※被保険者が役員の場合にあっては取締役会議事録の写し

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階  
日本年金機構 埼玉広域事務センター

詳しくは **日本年金機構のホームページ** (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧くださいか  
**年金加入者ダイヤル** (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))  
又は **お近くの年金事務所** へお問い合わせ下さい。

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

協会けんぽは大切な健康を守るお手伝いをします！

# 特定保健指導を受けましょう

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の結果から、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善が必要と判定された40歳から74歳の方に対して、特定保健指導を行っております。

日々の生活習慣を保健師や管理栄養士と一緒に振り返ることで、ライフスタイルにあった目標設定と実行に移すきっかけ作りをお手伝いします。従業員の方の健康管理にぜひご利用ください！

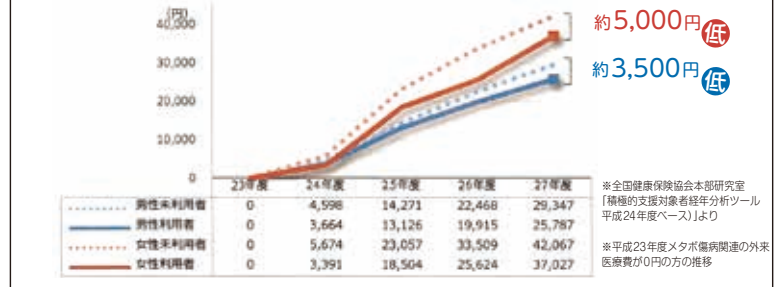
### 特定保健指導の利用者は 外来医療費が低い！

特定保健指導の利用者は、未利用者に比べ外来医療費が低いという調査結果\*があります。

これは、特定保健指導に参加することで生活習慣が改善され、生活習慣病の治療の必要性が低くなったと考えられています。

\*平成24年度特定保健指導の積極的支援利用/未利用者の26年度外来医療費(割合含む)を追跡調査したもの。[平成28年度調査研究報告書(全国健康保険協会)より]

【平成24年度 茨城支部 特定保健指導対象者の一人当たり外来医療費の推移(40~65歳：積極的支援)】



### あなたは特定保健指導の対象者？

健診結果から積極的支援・動機づけ支援の2つのランクに分けられます

STEP1  
内臓脂肪の蓄積度は？

A	B	C
腹囲 男性85cm以上 女性90cm以上	腹囲 男性85cm未満 女性90cm未満で BMI 25以上	A・B以外

STEP2  
その他のリスクは？

- ① 血 圧 収縮期血圧：130mmHg以上 または 拡張期血圧：85mmHg以上
- ② 脂 質 中性脂肪：150mg/dL以上 または HDL コレステロール：40mg/dL未満
- ③ 血 糖 空腹時血糖：100mg/dL以上 または HbA1c：5.6%以上 (NGSP 値)
- ④ 喫煙歴 ①～③に該当する項目がある場合のみリスクに加えます

判定

STEP2のチェックが	危険度	STEP2のチェックが	危険度	危険度	危険度	危険度	
2個以上	高	1個	中	なし	低	低	
	高	3個以上	高	1～2個	中	なし	低

危険度 低 今のところ生活習慣病のリスクは小さいようです。  
定期的に健康診断を受けて、検査値の変化に気をつけましょう！

**危険度 高** **積極的支援**  
今のままでは生活習慣病になる可能性大！危機感を持って健康管理に励みましょう。

個別面接 20分程度 ▶ 概ね1ヶ月に1回 面談、電話、手紙で継続サポート ▶ 3～6ヶ月後 生活習慣改善状況を伺います

**危険度 中** **動機づけ支援**  
生活習慣の改善のためには、自主的な取り組みを継続的に行いましょう。

個別面接 20分程度 ▶ 3～6ヶ月後 生活習慣改善状況を伺います

- 65歳～74歳の方は、積極的支援に該当する場合でも、動機づけ支援になります。
- 高血圧症・脂質異常症・糖尿病で服薬治療中の方は、特定保健指導の対象にはなりません。主治医の指示に従ってください。

問い合わせ先 保健グループ ☎029-303-1584

事業主  
従業員  
ご家族のための

# 健康づくりセミナーに参加してみませんか?

**参加  
無料**

**日時** 平成30年 9月1日 土  
開会 13:30 ▶ 16:00  
受付 12:30 開始

**場所** 筑波銀行本部ビル  
10階大ホール  
つくば市竹園一丁目7番  
**定員300名**

**車** 無料駐車場あり※  
※台数に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください

**バス  
電車** バス「クレオ前」から徒歩5分または  
電車「TXつくば駅」から徒歩10分

特別企画

茨城県総合健診協会による <b>骨密度測定</b>	協会けんぽ 保健師・管理栄養士による <b>健康相談</b>
------------------------------	--------------------------------------

**講演**

第一部  
**小規模事業場におけるメンタルヘルスの課題**

茨城産業保健総合支援センター産業保健相談員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所 参事 産業医 **村井 正 先生**

第二部  
**『ヘルシートーク』、『健康落語』**

生活習慣や笑いの効用などギャグ満載でレクチャー、病气や健康についての創作落語もお楽しみに！ **立川らく朝 師匠**

**参加ご希望の方は申込みが必要です**

(申込書はホームページをご覧ください)

**主催 全国健康保険協会(協会けんぽ)茨城支部**

【お問い合わせ先】  
企画総務グループ ☎029-303-1580  
(土日祝除く8:30~17:15)

みんな使っていますよ!

## ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。  
協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の軽減や医療費の効率化につながることから、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。

新薬とジェネリック医薬品、効き目や安全性に違いはあるの?	茨城支部のジェネリック医薬品使用割合は?																														
<p>新薬と同じように有効成分が吸収されるかを確認する試験等を行っており、新薬と同等の効き目や安全性があることを厚生労働省が認めています。</p> <p>また、服用しやすいように工夫が図られているのも、ジェネリック医薬品の特徴です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">製剤の小型化</p> <p style="font-size: 8px;">大きくて飲みづらい錠剤を小型化して飲みやすい錠剤に改良。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">剤型の変更</p> <p style="font-size: 8px;">カプセル剤を飲みやすい錠剤に変更。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">味(苦み等)の改良</p> <p style="font-size: 8px;">苦みの強い錠剤を飲みやすくするため、苦みを抑えた味に改良。</p> </div> </div>	<p>茨城支部のジェネリック医薬品使用割合は71.2%と<b>全国平均72.0%を下回っています</b>。特に<b>0~14歳</b>の使用割合は低い状況です。</p> <p>現在の医療費を適正化することは、健康保険制度の維持や将来保険料を支払う子どもたちの負担軽減にもつながります。積極的にジェネリック医薬品を使用しましょう!</p> <p style="font-size: 8px;">〈都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)調剤分〉平成29年11月診療分</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th></th> <th>都道府県</th> <th>使用割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1位</td><td>沖縄県</td><td>81.8%</td></tr> <tr><td>2位</td><td>鹿児島県</td><td>78.5%</td></tr> <tr><td>3位</td><td>岩手県</td><td>77.4%</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr style="border-top: 2px dashed black;"><td>全国平均</td><td></td><td>72.0%</td></tr> <tr style="border-top: 2px dashed black;"><td>34位</td><td>茨城県</td><td>71.2%</td></tr> </tbody> </table>		都道府県	使用割合	1位	沖縄県	81.8%	2位	鹿児島県	78.5%	3位	岩手県	77.4%	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	全国平均		72.0%	34位	茨城県	71.2%
	都道府県	使用割合																													
1位	沖縄県	81.8%																													
2位	鹿児島県	78.5%																													
3位	岩手県	77.4%																													
⋮	⋮	⋮																													
⋮	⋮	⋮																													
⋮	⋮	⋮																													
⋮	⋮	⋮																													
全国平均		72.0%																													
34位	茨城県	71.2%																													
<p>ジェネリック医薬品の希望を医師・薬剤師に伝えやすくするため<b>「ジェネリック医薬品希望シール」</b>をご用意しています。お電話いただければお送りいたしますので、ぜひご利用ください!</p> <p style="text-align: center;">ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。</p>																															

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。  
※使用できる病气(効能)が異なる場合や在庫がないときには切り替えることができない場合があります。

**【お問い合わせ先】**  
029-303-1580 企画総務グループ

## 茨城県社会保険協会よりお知らせ

### 平成30年度社会保険協会費納入のお願い

茨城県社会保険協会では会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の普及発展や、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福利増進のため、各種事業を行っております。これらの事業は会員事業主さまよりお納めいただいた会費（年会費）により運営されております。

平成30年度分の会費の納付書につきましては、4月16日に会員事業所さま宛てお送りしており、すでに多くの会員事業主さまから納付をいただいておりますが、まだ納付されていない事業主さまにおかれましては、お手元の納付書にて納付していただきますようお願い致します。

なお、納付書が見当たらない場合は再交付をいたしますので、茨城県社会保険協会（電話029-226-8005）あてご連絡ください。

### お詫びと訂正のお願い

先月送付しました「社会保険いばらき5月号」に算定基礎届事務講習会の日程を記載しておりますが、下館年金事務所管内の日程のうち、対象事業所に一部誤りがございました。大変申し訳ありませんでした。下記のとおり訂正させていただきますので、事務担当者さまには大変お手数をおかけしますが、よろしくお願い致します。

#### 訂正箇所

- ・結城郡、結城市の記載が欠落しておりました。
- ・桜川市が6月21日（木）の午前10時からに訂正しました。

#### 訂正後

管 轄	日 時	会 場	対象事業所
下 館	6月13日（水） 14：00～16：00	古河市生涯学習センター総和 とねミドリ館多目的ホール 古河市前林1953-1	古河市・猿島郡
	6月15日（金） 14：00～16：00	坂東市民音楽ホール ベルフォーレ 坂東市岩井5082	坂東市・常総市 <b>結城郡</b>
	6月21日（木） 10：00～12：00	県西生涯学習センター 多目的ホール	筑西市・ <b>桜川市</b>
	6月21日（木） 14：00～16：00	筑西市野殿1371	<b>結城市</b> ・下妻市